

## 社会福祉法人円勝会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員の職業生活における活躍の推進を図るとともに、全ての職員がその能力を十分に発揮し、安心して就業を継続することができる雇用環境の整備を推進し、もって質の高い福祉サービスの安定的な提供及び法人運営の充実に資するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

### 2 目標と取組内容・実施時期

#### 目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

役職者に占める女性の割合を50%以上とする。

##### <取組内容及び実施時期>

○令和8年4月～

各施設における役職者に占める女性割合の現状を把握するとともに、登用に当たっての課題を整理する。

○令和8年10月～

研修機会の確保、業務経験の付与及び業務分担の見直しを通じて、将来の役職登用を見据えた人材育成を推進する。

○令和9年4月～

各施設の運営体制及び職員配置の状況を踏まえ、計画的な登用を推進する。

#### 目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する目標）

常勤職員の1月当たりの平均残業時間を5時間以内とする。

##### <取組内容及び実施時期>

○令和8年4月～

各施設における時間外勤務の状況を把握し、職員に周知するとともに、業務上の課題を整理する。

○令和8年7月～

時間外勤務の多い施設・部署について要因を分析し、記録業務、会議運営、情報共有等の見直しにより、業務の効率化を推進する。

○令和9年4月～

業務改善の取組を実施し、利用者支援の継続性及び職員の負担軽減の両立に配慮した支援体制の見直しを行う。

○令和9年10月～

取組の効果を検証し、各施設における好事例を共有することにより、法人全体で継続的な改善を推進する。